

## 規則

埼玉県公益法人認定等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

### 埼玉県規則第百三号

埼玉県公益法人認定等審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県公益法人認定等審議会規則（平成二十年埼玉県規則第二号）の一部を次の  
ようにより改正する。

第三条第一項中「公益法人」の下に「若しくは公益信託」を加える。  
第十二条中「公益法人」の下に「又は公益信託」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和八年二月八日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、  
令和八年四月一日から施行する。